

社会福祉法人えどがわ 評議員会運営規程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人えどがわ（以下「法人」という。）の評議員会の運営に

関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成及び出席)

第 2 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席するものとする。
- 3 監事は、評議員会に出席し、意見を述べるものとする。
- 4 法人の職員等は、理事又は監事を補佐するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。

(評議員会参与員)

第 3 条 評議員会は、地域及び利用者等の意見を聴取するため参与員を置くことができる。

- 2 参与員は、4 名以内とする。
- 3 参与員は、各号に掲げるものから理事長が選任する。
 - (1) 地域の代表者
 - (2) 利用者又は利用者の家族の代表
 - (3) その他理事長が適当と認める者
- 4 参与員は決議権を持たない。

第 2 章 評議員会の種類及び招集

(評議員会の種類及び開催)

第 4 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。

- 2 定時評議員会は、年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するものとし、理事長がこれを招集する。
- 3 臨時評議員会は、年 1 回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合には、いつでも開催できるものとし、理事長がこれを招集する。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。
- 5 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が評議員会を招集する。

(招集の手続)

第5条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項

(招集の通知)

第6条 評議員会を招集する理事は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して書面でその通知を発しなければならない。

2 評議員会を招集する理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発することができる。

(招集手続の省略)

第7条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときには、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第3章 評議員会の議事

(議長)

第8条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(定足数)

第9条 評議員会は、定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(評議員会の決議事項)

第10条 評議員会は、定款第10条に定める次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集の通知に記載された事項以外の事項については、決議することはできない。

(決議)

第 11 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

(評議員会の決議の省略)

第 12 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該提案について、特別の利害関係を有する評議員を除くものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第 13 条 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録が、書面をもって作成されているときは、会議に出席した評議員及び理事から選出された議事録署名人2名が、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

3 議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

4 議事録には次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催された日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- (4) 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名
- (5) 評議員会の議長の氏名
- (6) 議事録の作成に係わる職務を行った者の氏名
- (7) その他法令等に定められた事項

第4章 補則

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。